



保安施設設置基準の改定について（通知）

技術基準の種類:安全対策
通知日:平成11年3月 日

管 第 号
平成11年3月 日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土 木 部 長

保安施設設置基準の改定について（通知）

道路工事現場における標識施設等の設置は、円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するため、保安施設設置基準に基づき適正に実施する必要があります。
また、歩道部分等を工事する場合においては、歩行者特に視覚障害者の安全を確保する必要があります。
ついては、下記の項目を追加し保安施設設置基準を改定したので、施工中の工事についても設計変更等により適用してください。

記

1 追加内容

「土木工事施工管理ハンドブック」（平成8年7月 鳥取県土木部制定）における保安施設設置基準に以下の事項を追加する。

- （歩行者の通行路等の確保）
- 1 歩道等における道路工事は、次のことに留意して行わなければならない。
- （1）歩道（路側帯及び通常歩行者が通る道路の端の部分を含む。以下同じ。）の一部で、工事を行う場合は、1.5メートル（やむを得ない場合は、0.75メートル）以上を常に歩行者の通行路として確保し、仮設視覚障害者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という。）を設置すること。
また、必要に応じて交通整理員等を配置し、歩行者（視覚障害者を含む）の安全な通行を図ること。
- （2）横断歩道部分で道路工事を行う場合には、これに接した直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、その位置まで誘導するため仮設点字ブロックを設置すること。
また、必要に応じて交通整理員等を配置し、歩行者（視覚障害者を含む）の安全な横断を図ること。
- （3）歩道の全部を使用して工事を行う場合は、1.5メートル（やむを得ない場合は、0.75メートル）以上を歩行者の通行路として適正な位置に確保し、また仮設点字ブロックを設置すること。
また、必要に応じて交通整理員等を配置し、歩行者（視覚障害者を含む）の安全な通行を図ること。
- （4）歩行者の通路となる部分に接して道路工事を行う場合は、その境界に堅固な保安柵（必要によりガードレール、ガードロープ又は固定した柵）等を設置して、転落、逸脱等がないよう危険防止を図ること。
- （5）仮設点字ブロックは、工事に伴い設置するすべての仮設歩道等に設置するものとする。なお、現況の歩道等に点字ブロックが未設置の場合でも仮設点字ブロックを設置するものとする。

2 仮設視覚障害者誘導用ブロックの概要

- （1）設置方法
「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」
第2章設置計画
2-3設置方法
に基づく。
- （2）施工方法
仮設歩道に歩道用ゴムマットを敷き、その上面に、視覚障害者誘導用ブロック（合成ゴム製）を貼り付ける。
- （3）使用材料
・視覚障害者誘導用ブロック及びゴムマットの製品例
別紙に示す。

3 積算方法

- （1）計上方法
材料費を共通仮設費のうち安全費として別途積み上げ計上する。
- （2）計上額
材料費は、各工事ごとに見積もりを撤収するものとする。ただし、視覚障害者誘導用ブロックは、転用回数を5回とし計上するものとする。
（参考単価）
・視覚障害者誘導用ブロック（合成ゴム製）
単価は、1,400円/枚であるが、転用回数を5回とし、計上額は280円/枚とする。
・ゴムマット（1m×2m t=10mm）
賃料は、1,500円/枚・月
別途、清掃料として、500円/枚・1工事が必要。